

令和 5 年度償却資産申告について

基山町役場税務課

町税につきましては、平素より格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税の対象となる償却資産の所有者は、地方税法第 383 条の規定により、毎年 1 月 1 日現在で所有している償却資産について、当該償却資産の所在地の市町村長に申告することとなっています。

つきましては、次の記載要領を参照いただき、期限までに申告書を提出されるようお願いいたします。

--- 記 載 要 領 ---

1 申告義務者

申告義務者は、令和 5 年 1 月 1 日現在、基山町内において事業用の償却資産を所有している方です。なお、次の方についても申告が必要となります。

- (1) 償却資産を他に賃貸している方
- (2) 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
- (3) 所有権移転リースの場合、原則として償却資産を所有している借主の方
- (4) 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は、原則として買主の方
- (5) 償却資産の所有者が分からない場合、使用されている方
- (6) 償却資産を共有されている方
- (7) 内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人（テナント）等の方
- (8) 所有者が死亡し、その資産を承継している方

※ 償却資産を所有されていない方は「該当資産なし」として申告をお願いします。

また、廃業・移転・合併等ですべての資産が減少した方も、減少の申告をお願いします。

2 申告の対象となる償却資産

申告の対象になる償却資産は、令和 5 年 1 月 1 日現在において、基山町内にある事業の用に供することができる土地及び家屋を除く資産です（別表 1 参照）。なお、次に掲げる資産についても申告の対象になります。

- (1) 償却済資産（耐用年数が経過した資産）
- (2) 建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産
- (3) 遊休又は未稼働の資産
- (4) 改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区別して取り扱います。）
- (5) 福利厚生のに供するもの
- (6) 使用可能な期間が 1 年未満又は取得価額が 20 万円未満の償却資産であっても個別に減価償却しているもの
- (7) 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの

3 申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

- (1) 自動車税・軽自動車税の課税対象となるべきもの
※実際に自動車税（種別割）等が課税されている必要はありません。
（例：小型特殊自動車に分類されるフォークリフト等）
- (2) 無形固定資産（例：アプリケーションソフトウェア、特許権等）

- (3) 繰越資産（例：創立費、開業費、開発費等）
- (4) 平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した償却資産で、
 - ・耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの）
 - ・取得価額が20万円未満の償却資産で、税務会計上3年間で一括償却しているもの
- (5) 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース（所有権移転外リース及び所有権移転リース）資産で取得金額が20万円未満のもの

4 提出書類

- ・令和5年度 償却資産申告書
- ・令和5年度 種類別明細書（増加資産・全資産用）
- ・令和5年度 種類別明細書（減少資産用）
- ・本人確認資料（※本人確認資料については8 その他を参照してください。）

※申告書を郵送される方で控への返送をご希望の場合は、必ず申告書控えと返信先を明記した封筒に切手を貼付のうえ、同封くださるようお願いいたします。

今年度初めて申告される方が提出していただく申告書等

償却資産申告書に必要事項を記入してください。（別表2-1を参照）

また、種類別明細書（増加資産・全資産用）に、令和5年1月1日現在所有している償却資産（2申告の対象となる償却資産を参照）をすべて記入してください。（別表2-2を参照）

昨年度も申告された方が提出していただく申告書等

- (1) 令和4年1月2日～令和5年1月1日に償却資産を取得したとき

償却資産申告書に必要事項を記入してください。（別表2-1を参照）

また、種類別明細書（増加資産・全資産用）に資産の種類（1～6までのコード）、資産の名称等、数量、取得価額、耐用年数等必要事項を記入してください。（別表2-2を参照）

- (2) 令和4年1月1日～令和4年12月31日に償却資産を除却したとき

償却資産申告書に必要事項を記入してください。（別表2-1を参照）

また、種類別明細書（減少資産用）に資産の種類（1～6までのコード）、抹消コード（別添 令和4年度種類別明細書参照）、資産の名称等、数量、取得年月、取得価額、耐用年数を必ず記入してください。（別表2-3を参照）

- (3) 令和4年1月2日～令和5年1月1日に償却資産の取得も除却もないとき

償却資産申告書に必要事項を記載してください。（別表2-1を参照）

また、種類別明細書（増加資産・全資産用）に必要事項を記載の上「増減なし」と大きく明記してください。（別表2-4を参照）

- (4) 事業所等の住所、名称等が変更になったとき

償却申告書にはあらかじめ住所、名称または氏名を電算機で打ち出していますが、変更、誤りがあれば、その下段に正しい住所等を記入してください。

5 提出期限と提出先

(1) 提出期限

令和5年1月31日(火)までに次の提出先に到着するように提出してください。

(2) 提出先

〒841-0204

佐賀県三養基郡基山町大字宮浦 666 番地

基山町役場 税務課固定資産税係 TEL0942 (92) 7918 (直通)

(3) 電子申告について

地方税ポータルシステム（e L T A X : エルタックス）を利用し、インターネットによる町税の電子申告等のサービスを開始しております。e L T A X をご利用いただくことで、自宅やオフィス等からも申告ができます。

ご利用手順【利用届出(新規)、電子申告、電子申請、届出】など詳しくは、e L T A X ホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp>) をご覧ください。

6 申告に関する注意事項

- ・前年度、免税（課税標準額 150 万円未満）の場合や、本年度免税になると想定される場合でも**申告は必要です**。
- ・廃業、解散、休業、移転等の場合でも、申告書の備考欄にその旨を記載して申告書を提出してください。

7 誤った申告、虚偽の申告、不申告について

申告された内容に誤りがあったとき、虚偽の申告があったとき、正当な理由なく申告されなかったときは、地方税法第 17 条の 5 の規定により、過去にさかのぼって課税を行うこととなります。虚偽の申告をされた場合には、地方税法第 385 条の規定により、一年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処されることがあります。正当な理由なく申告されなかった場合には、地方税法第 386 条の規定により、10 万円以下の過料を科されることがあります。また、不足額に加えて延滞金を徴収することがあります。

8 その他

個人番号を記入して申告していただく場合、番号法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施します。申告の際は、以下の本人確認資料をお持ちください。また、郵送によりご提出いただく場合は、本人確認資料の写しを添付してください。※通知カードを使用される場合は、記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限りです。

・本人が提出される場合（①、②、それぞれいずれか 1 つ）

① 番号確認資料	・個人番号カード（裏面） ・通知カード ・住民票（個人番号付き）
② 身元確認資料	・個人番号カード（表面） ・運転免許証 ・プレ印字された申告書

・代理人が提出される場合（①、②、③、それぞれいずれか 1 つ）

① 本人の番号確認資料	・本人の個人番号カード（裏面） ・本人の通知カード ・本人の住民票（個人番号付き）
② 代理人の身元確認資料	・代理人の個人番号カード（裏面） ・代理人の運転免許証 ・代理人の税理士証票等
③ 代理権確認資料	・税務代理権証書（税理士の場合のみ。必須） ・委任状等

(別表1)

下の表は申告の対象となる事業用の主な資産を示したものです。この表以外のものでも事業用として使用している資産は申告してください。

業 種	資 産 明 細
各業種共通のもの	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫、LAN設備等
小 売 店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、看板、レジスター、日除け等
飲 食 店 業	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、看板、レジスター、エアコン等
理・美容業	パーマ器、消毒殺菌器、サインポール、理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、テレビ等
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、看板、給排水設備等
製パン、製菓業	窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機等
医 院、歯 科 医 院	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電機血圧計、保育器、脳波測定器、CT装置、MRI装置、各種検査器）、各種事務機器、看板、待合室用椅子等
駐 車 場 事 業	舗装路面、柵、照明等の電気設備、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）、駐車料金自動計算装置、駐車場管理システム等
不 動 産 賃 貸 業	舗装路面、柵、ゴミ置場、自転車置場、緑化設備、太陽光発電設備、ルームエアコン、屋外給排水設備等
工 場	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス盤、看板、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備等
鉄 工 業	旋盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、鋸盤、プレス盤、剪断機、溶接機、グラインダー等
建 設 業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー等

業 種	資 産 明 細
木 工 業	帯鋸、糸鋸、丸鋸機、木工スライス盤、カンナ機、研磨盤 等
農 業	ビニールハウス（基礎がなく、耐久性がないビニール材質を使用しているもの）、牛舎、鶏舎、堆肥舎（基礎および外壁がなく外気分断性のないもの）、コンベアー、周囲ネットフェンス、果樹棚、耕運機、田植機、脱穀機、コンバイン、草刈機、もみすり機、選別機、搬送機、農作物、乾草機、農薬散布機、米保管車 等
印 刷 業	大活版印刷機、乾草機、オフセット(各種)、活字鋳造機、断裁機、写真製版機、製版カメラ、動力設備、クーラー、事務機具 等
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、地下槽、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キャブ 等
喫茶・軽食、バー	ステレオ、ガスレンジ、自動食器洗浄器、製氷器、エレクトーン等の楽器、ミラーボール、放送設備 等
食肉・鮮魚販売業	冷凍機、冷凍冷蔵庫、肉切断機、ハム切機、ミンチ機、チキンロースター、陳列ケース、自動ハカリ、レジスター 等
製 麺 業	製麺機（混合機、麺帯機、連続切出機、自動麺掛機）、動力設備、ローラー、水そう、乾草設備、冷凍機、冷蔵庫 等
清 涼 飲 料 水 製 造 業	細菌ろ過機、冷凍機、ラベル機、硬水軟水装置、攪拌機、コンベアー、自動吸上機、混合機、自動曇り拭き機、自動洗量機 等
そ の 他 の 卸 小 売 業	陳列ケース、保管庫、レジスター、ルームクーラー、冷蔵庫、テレビ、椅子、テーブル、自動販売機、複写機、留守番電話、事務機器、計量器、防犯カメラ、看板、駐車場舗装 等 ※ テナント入居の場合は内装工事も申告してください。
ゲ ー ム セ ン タ ー パ チ ン コ 店	ゲームマシン、両替機、パチンコ台、パチスロ台、玉貸機、カード発行機、店内放送設備、防犯監視設備、事務機器、内外装 等
売 電 業	太陽光発電設備、柵、舗装路面 等

※道路運送車両法の規定による普通自動車、小型自動車、軽自動車、小型特殊自動車は償却資産の課税対象とはなりませんので、申告から除外してください。なお、小型特殊自動車（内燃機関のものは排気量 1.5 リットル以下）は、軽自動車としての登録が必要ですので、基山町役場税務課で標識の交付を受けてください。

※太陽光発電設備は個人所有でも発電出力が 10 キロワット以上で余剰売電・全量売電している場合は申告が必要となります。